

平成 22 年 7 月 23 日

中央環境審議会 地球環境部会
国内排出量取引制度小委員会
委員長 植田 和弘 殿

東京電力株式会社
環境部長 影山嘉宏

電力の供給義務に関する質問について

7 月 9 日に開催された第 9 回国内排出量取引制度小委員会において、大野委員から電力の供給義務に関するご質問をいただきましたので、下記のとおりご回答申し上げます。

記

電気事業法 18 条の 1 の規定により、一般電気事業者（当社など 10 社）は、正当な理由がある場合^{注1)}を除き、家庭など自由化されていない部門に対して供給を行う義務を負います（供給義務）。「供給義務」とは、供給申込みを受けた場合に、供給約款に規定する供給条件で供給を行う義務のことです。

注 1) 正当な理由の例（「2005 年版電気事業法の解説」より抜粋）

料金を支払わずに契約を解除された者が滞納料金を支払わずに需給契約の締結を申し込むような場合

一方で、電気事業法 18 条の 2 の規定により、一般電気事業者（当社など 10 社）は、正当な理由がある場合^{注2)}を除き、大規模工場やオフィスビルなど自由化されている部門（特定規模需要）に対して供給を行う義務を負います（最終保障義務）。「最終保障義務」とは、電力小売り自由化の状況下において、供給条件に係る交渉が合意に達せず、誰からも電気の供給を受けられない需要家に対して供給を行う義務のことです。

注 2) 正当な理由の例（「2005 年版電気事業法の解説」より抜粋）

上記の「注 1」に加え、非特定規模需要に対する供給義務を全うするために必要な供給力が不足するおそれがある場合

<参考：電気事業法>

第 18 条 一般電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における一般の需要（事業開始地点における需要及び特定規模需要を除く。）に応ずる電気の供給を拒んではならない。

第 18 条の 2 一般電気事業者は、供給約款又は選択約款により電気の供給を受ける者の利益を阻害するおそれがあるときその他正当な理由がなければ、その供給区域における特定規模需要（その一般電気事業者以外の者から電気の供給を受け、又はその一般電気事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件により電気の供給を受けているものを除く。）に応ずる電気の供給を拒んではならない。

以 上